

谷原小学校いじめ防止基本方針

つくばみらい市立谷原小学校

1 ねらい

- (1) 学校はいじめ防止に向けた基本的な考え方や取組の内容を明らかにした学校の基本方針を策定していじめの未然防止に努める。
- (2) 全ての児童が、安心して学校生活を営むことができるよう、校内にいじめ防止対策委員会を設置し、いじめの防止及び早期発見について組織的に取り組む。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等が特定の児童等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む。）であって、当該児童等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。

心身の苦痛を与える行為には、通常苦痛を感じないが当該行為を受けた児童等は苦痛を感じるものをその事実を知りながら行うことを含む。

3 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめを許さない。また、他の児童に対して行われたいじめを見逃すことがないようにするとともに、いじめに対する児童の理解を深め、いじめが心身に及ぼす影響や問題を児童に考えさせていくことで、いじめ防止の対策を実施する。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめをしない。また、いじめを見逃さない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめがなく、全ての児童が安心して学習や学校での生活を過ごせるように、保護者や外部の関係機関等と連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる事案が確認されたときは、適切かつ迅速に対処し、その早期防止に努める。

4 いじめに関する基本認識

(1) いじめられている児童の立場に立った指導・支援

児童の悩みを親身になって受け止め、児童の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するように努める。自分の学級や学校にも深刻ないじめ事件が発生しうるという危険意識をもつ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって、問題なしとするのは早計であり、1件でも起こった場合にはいじめられた児童への継続的な支援といじめの再発防止に向けて全職員で組織的に取り組む。

(2) いじめの問題についての教師の児童観や指導のあり方

個性や差異を尊重する態度や、その基礎となる価値観を育む指導を推進する。道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることのすばらしさや喜びなどについて指導する。

5 いじめ防止の基本施策

(1) こんな教師でありたい

- ① 児童に寄り添い、一緒に活動する教師
- ② 児童の喜怒哀楽に共感できる教師
- ③ 常に児童の身になって考えられる教師
- ④ 児童の努力を認め、温かいことばをかけられる教師

- ⑤ 正しく丁寧な言葉遣いをする教師
- ⑥ 宿題や家庭学習には早く目を通し、一言添えて返す教師。

(2) 組織としての取組

- ① 児童が主体的に学ぶ授業づくり
- ② 相手を思いやることのできる心の育成
- ③ 学校の教育活動全体での推進
- ④ P T Aや地域との連携した人権啓発活動の推進

(3) いじめの早期発見のための処置

- ① 実態調査
 - ア 学校生活アンケート（毎月実施）
 - イ 教育相談等における児童からの聞き取り調査（学期1回 年3回）
 - ウ 教職員向けのチェックリスト（学期1回 年3回）
 - エ 保護者向けのチェックリスト（年1回配付して依頼）
- ② いじめの相談体制
 - ア 担任等教師による教育相談
 - イ いじめ相談窓口の開設（養護教諭，生徒指導主事対応）
 - ウ スクールカウンセラーによる面談
- ③ いじめ防止等研修体制
 - ア 校内研修年間計画への位置付け
 - イ 事例検討会の実施
- ④ インターネットや携帯電話等を介してのいじめ対策
 - ア 危険性の理解を児童へ指導
 - イ 教職員における最新情報の周知
 - ウ 保護者への啓発活動

(4) いじめ発見時の対応

- ① 速やかな実態調査
- ② いじめを止めさせる指導，再発防止
- ③ いじめを受けた児童や保護者への支援
- ④ いじめをした児童への適切な指導，保護者への連絡，助言
- ⑤ 収束するまで必要な対応の継続
- ⑥ 犯罪行動を含む重大ないじめ事案については教育委員会やこども福祉課，警察署と連携して対応

(5) 重大事案への対応

- 生命や心身または財産に重大な被害が生じたと思われる事案や児童がいじめにより相当な期間学校を欠席することが推測される事案については，次の対応をとる。
- ア いじめの内容を，速やかに教育委員会に伝える。
 - イ 教育委員会と協議を行い，事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記の組織を中心に，事案の事実関係を明確にして対応策を検討・実行する。
 - エ いじめを受けた児童及び保護者と いじめをした児童及び保護者に，事実関係やその他必要な情報を提供しながら適切な措置を行う。

(6) 学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽することなく実態を把握して適切に対応することができるように，次の評価を行い，自校の取り組みを適切に評価する。
- ア いじめの早期発見に関する取り組みを実施しているか。
 - イ いじめを発見したときに，適切な再発防止の取り組みをしているか。

6 「谷原小学校いじめ対策委員会」の設置

平成25年6月28日交付（同年9月28日施行）の「いじめ防止対策推進法」を受け、「谷原小学校いじめ対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会は、いじめは全ての学校及び児童等に関する問題であるという認識に基づき、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めるとともにいじめに関する事案の適切な解決を図ることを目的とする。
- (2) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
 - ① 委員長には校長を、副委員長には教頭をもって充てる。
 - ② 委員は、いじめ対策主任（生徒指導主事）、教務主任、養護教諭のほか、校長が指名する職員によって構成する。
 - ③ 上記の構成員のほかに、校長の判断により、必要に応じて、人権、心理、児童福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者（スクールカウンセラー等）を参加させることができる。
 - ④ 委員長は本会を主宰する。
 - ⑤ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 委員会は、いじめの未然防止・早期発見及びいじめが生じた場合の適切かつ迅速な対応をめざして、次に掲げる取り組みを遂行する。
 - ① いじめの未然防止と早期発見の体制整備及び取組（校内研修を含む）
 - ② いじめの状況把握（毎月1回のアンケート実施を含む）と分析
 - ③ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
 - ④ いじめを行った児童に対する指導
 - ⑤ 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携
 - ⑥ いじめ防止の再発防止
- (4) 教育相談はいじめの実態把握アンケートを実施した後やその他必要に応じて随時行うとともに、個別面談を毎学期実施する。
- (5) 委員会は、委員長が招集する。
- (6) 委員会は次の区分で招集する。
 - ① 毎月1回開催する。ただし、取組状況により委員長が必要と認めるときは、随時に招集することができる。
 - ② 委員会は、主宰する委員長が議長となる。
 - ③ いじめ発見の場合は、委員長の判断により「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的に迅速な対応をする。
 - ④ 重大事態発生時は、委員長が対外的な対応を行い、副委員長は学校内外の情報の収集に努め、委員長の判断及び対応の補佐をする。委員は、その他の職員とチームを組み、いじめの状況把握、いじめを受けた児童に対する相談及び支援、いじめを行った児童に対する指導にあたる。また、調査結果は速やかにつくばみらい市教育委員会及び市長に報告する。
 - ⑤ 委員会は年度末に年間の活動の検証を行い、次年度の取組の改善に努める。
- (7) 委員会において必要と認める場合は、関係職員及び関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。または、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- (8) ここに定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。